

平成30年度

生駒市地域防災計画修正（案）新旧対照表

【本編】

生駒市防災会議

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由
<p>P 1 0</p> <p>第 1 部</p> <p>総則</p> <p>第 2 章</p> <p>生駒市の概況</p> <p>と災害特性</p> <p>第 1 節</p> <p>現況</p> <p>2 社会特性</p>	<p>2 社会特性</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、約 12 万人、4 万 9 千世帯（平成 28 年 2 月 1 日現在）となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、大阪大都市圏のベッドタウンとしての発展は続いており、継続して人口はゆるやかに増加している。</p> <p>ただし、推計人口については平成 32 年でピークを迎え、その後ゆるやかに減少すると予想されている。</p> <p>また、年齢別人口構成における高齢人口比率は、約 25%（平成 28 年 2 月 1 日現在）であり、県平均と比べると低いが、平成 38 年には、30%を超えることが予想されている。</p> <p>なお、流出人口が 42,890 人、流入人口が 14,710 人（平成 22 年度国勢調査）であり、昼間は人口の約 36%が市外へ出ている。</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>本市は、地目別土地面積では、宅地が約 35%、山林が約 34%、田・畑が約 23%の順に占める割合が高い（平成 25 年 1 月 1 日現在）。</p> <p>また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの 40.2%が市街化区域に指定されている。</p> <p>なお、人口集中地区は、13.5km²（平成 22 年度国勢調査）と市域の約 25%を占めており、近年拡大している。</p> <p>(3) 交通体系</p> <p>本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道 163 号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道 168 号、そして南部を東西に通る国道 308 号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。</p> <p>鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道(株)の各路線として、東西に奈良線、けいはんな線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。</p> <p>バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。</p> <p>(4) 防災上の留意点</p> <p>古くから形成された集落では、大規模地震発生時には、強い揺れによる建物倒壊、また、木造住宅の密集、道路狭小などによる火災の拡大により、被害が甚大になる可能性がある。</p> <p>一方、住宅都市として発展してきた本市は、今後、急速な高齢化の進行等が予想されるため、地域の防災力の低下に留意が必要である。</p> <p>その他、防災に関連する主な社会特性を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鉄道、高速道路（第二阪奈道路）は、生駒山を貫く長いトンネルで大阪府と結ばれている。 <input type="checkbox"/> 水防法に規定される地下街や大規模工場等は市域にない。 <input type="checkbox"/> 最も近距離にある原子力発電所は、福井県にある高浜発電所であり、市域最北端から約 88km の距離にある。 	<p>2 社会特性</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、約 12 万人、5 万世帯（平成 31 年 2 月 1 日現在）となっており、大阪大都市圏のベッドタウンとして発展してきた町である。</p> <p>推計人口については、今後ゆるやかに減少すると予想されている。</p> <p>また、年齢別人口構成における高齢人口比率は、約 25%（平成 31 年 2 月 1 日現在）であり、県平均と比べると低いが、平成 38 年には、30%を超えることが予想されている。</p> <p>なお、流出人口が 41,999 人、流入人口が 15,624 人（平成 27 年度国勢調査）であり、昼間は人口の約 36%が市外へ出ている。</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>本市は、地目別土地面積では、宅地が約 36%、山林が約 33%、田・畑が約 23%の順に占める割合が高い（平成 29 年 1 月 1 日現在）。</p> <p>また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約 40%が市街化区域に指定されている。</p> <p>なお、人口集中地区は、13.6km²（平成 27 年度国勢調査）と市域の約 25%を占めており、近年拡大している。</p> <p>(3) 交通体系</p> <p>本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道 163 号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道 168 号、そして南部を東西に通る国道 308 号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。</p> <p>鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道(株)の各路線として、東西に奈良線、けいはんな線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。</p> <p>バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。</p> <p>(4) 防災上の留意点</p> <p>古くから形成された集落では、大規模地震発生時には、強い揺れによる建物倒壊、また、木造住宅の密集、道路狭小などによる火災の拡大により、被害が甚大になる可能性がある。</p> <p>一方、住宅都市として発展してきた本市は、今後、急速な高齢化の進行等が予想されるため、地域の防災力の低下に留意が必要である。</p> <p>その他、防災に関連する主な社会特性を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鉄道、高速道路（第二阪奈道路）は、生駒山を貫く長いトンネルで大阪府と結ばれている。 <input type="checkbox"/> 水防法に規定される地下街や大規模工場等は市域にない。 <input type="checkbox"/> 最も近距離にある原子力発電所は、福井県にある高浜発電所であり、市域最北端から約 88km の距離にある。 	<p>年度更新</p>

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																																																																										
P 1 1 第 1 部 総則 第 2 章 生駒市の概況 と災害特性 第 2 節 風水害特性 1 既往災害	<p>第 2 節 風水害特性</p> <p>1 既往災害</p> <p>本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の 5 例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。</p> <table border="1" data-bbox="311 430 1454 798"> <thead> <tr> <th>種別 (発生年月日)</th> <th>市内の 人的被害</th> <th>市内の 家屋被害</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)</td> <td>死者 6 名 重軽傷者 14 名</td> <td>不明</td> <td>台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。</td> </tr> <tr> <td>第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)</td> <td>重軽傷者 66 名</td> <td>全壊 169 戸 半壊 162 戸</td> <td>県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)</td> <td>死者 2 名 重傷者 1 名</td> <td>全壊 3 戸 半壊 3 戸</td> <td>梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。</td> </tr> <tr> <td>昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)</td> <td>軽傷者 1 名</td> <td>全壊 3 戸 半壊 4 戸</td> <td>南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)</td> <td>重傷者 1 名</td> <td>全壊なし 半壊なし</td> <td>強風にあおられ転倒。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。</p> <p>→ 資料集 1-1-1 生駒市で発生した主な風水害</p> <p>2 風水害</p> <p>水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。</p> <p>その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。</p> <table border="1" data-bbox="311 1102 1454 1617"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>特性</th> <th>発生地域</th> <th>誘因</th> <th>関係する主な気象現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水害</td> <td>外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。</td> <td>河川の中・下流域</td> <td>大雨 融雪</td> <td>台風、低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>洪水害</td> <td>内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。</td> <td>河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地</td> <td>大雨 融雪</td> <td>台風、低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。</td> <td>丘陵、台地、山地の斜面</td> <td>長雨 大雨</td> <td>台風、低気圧、前線、雷雨</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。</td> <td>第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地</td> <td>長雨 大雨 融雪</td> <td>低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。</td> <td>山地の溪床</td> <td>長雨 大雨</td> <td>台風、低気圧、前線、雷雨</td> </tr> <tr> <td>風害</td> <td>強風による風圧で発生する。</td> <td></td> <td>強風</td> <td>台風、低気圧、前線、竜巻</td> </tr> </tbody> </table> <p>本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。</p> <p>また、近年は、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。</p> <p>さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが</p>	種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要	室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)	死者 6 名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。	第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。	集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)	死者 2 名 重傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 3 戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。	昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)	軽傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 4 戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。	平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)	重傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。	災害の種類	特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象	洪水害	外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線	洪水害	内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線	土砂災害	斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨	土砂災害	地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線	土砂災害	土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨	風害	強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻	<p>第 2 節 風水害特性</p> <p>1 既往災害</p> <p>本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の 6 例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。</p> <table border="1" data-bbox="1513 430 2656 871"> <thead> <tr> <th>種別 (発生年月日)</th> <th>市内の 人的被害</th> <th>市内の 家屋被害</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)</td> <td>死者 6 名 重軽傷者 14 名</td> <td>不明</td> <td>台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。</td> </tr> <tr> <td>第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)</td> <td>重軽傷者 66 名</td> <td>全壊 169 戸 半壊 162 戸</td> <td>県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)</td> <td>死者 2 名 重傷者 1 名</td> <td>全壊 3 戸 半壊 3 戸</td> <td>梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。</td> </tr> <tr> <td>昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)</td> <td>軽傷者 1 名</td> <td>全壊 3 戸 半壊 4 戸</td> <td>南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)</td> <td>重傷者 1 名</td> <td>全壊なし 半壊なし</td> <td>強風にあおられ転倒。</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年台風 21 号 (平成 30 年 9 月 4 日)</td> <td>軽傷者 1 名</td> <td>全壊なし 半壊なし</td> <td>自転車運行中転倒。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。</p> <p>→ 資料集 1-1-1 生駒市で発生した主な風水害</p> <p>2 風水害</p> <p>水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。</p> <p>その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1165 2656 1690"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>特性</th> <th>発生地域</th> <th>誘因</th> <th>関係する主な気象現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水害</td> <td>外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。</td> <td>河川の中・下流域</td> <td>大雨 融雪</td> <td>台風、低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>洪水害</td> <td>内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。</td> <td>河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地</td> <td>大雨 融雪</td> <td>台風、低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。</td> <td>丘陵、台地、山地の斜面</td> <td>長雨 大雨</td> <td>台風、低気圧、前線、雷雨</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。</td> <td>第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地</td> <td>長雨 大雨 融雪</td> <td>低気圧、前線</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。</td> <td>山地の溪床</td> <td>長雨 大雨</td> <td>台風、低気圧、前線、雷雨</td> </tr> <tr> <td>風害</td> <td>強風による風圧で発生する。</td> <td></td> <td>強風</td> <td>台風、低気圧、前線、竜巻</td> </tr> </tbody> </table> <p>本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。</p> <p>また、近年は、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。</p> <p>さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが</p>	種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要	室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)	死者 6 名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。	第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。	集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)	死者 2 名 重傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 3 戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。	昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)	軽傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 4 戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。	平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)	重傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。	平成 30 年台風 21 号 (平成 30 年 9 月 4 日)	軽傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	自転車運行中転倒。	災害の種類	特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象	洪水害	外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線	洪水害	内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線	土砂災害	斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨	土砂災害	地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線	土砂災害	土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨	風害	強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻	<p>平成 30 年度分追記</p>
種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要																																																																																																																										
室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)	死者 6 名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。																																																																																																																										
第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。																																																																																																																										
集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)	死者 2 名 重傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 3 戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。																																																																																																																										
昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)	軽傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 4 戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。																																																																																																																										
平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)	重傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。																																																																																																																										
災害の種類	特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象																																																																																																																									
洪水害	外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線																																																																																																																									
洪水害	内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線																																																																																																																									
土砂災害	斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨																																																																																																																									
土砂災害	地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線																																																																																																																									
土砂災害	土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨																																																																																																																									
風害	強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻																																																																																																																									
種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要																																																																																																																										
室戸台風 (昭和 9 年 9 月 21 日)	死者 6 名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童 6 名が死亡。																																																																																																																										
第 2 室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。																																																																																																																										
集中豪雨 (昭和 41 年 7 月 2 日)	死者 2 名 重傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 3 戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。																																																																																																																										
昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11～14 日)	軽傷者 1 名	全壊 3 戸 半壊 4 戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。																																																																																																																										
平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)	重傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。																																																																																																																										
平成 30 年台風 21 号 (平成 30 年 9 月 4 日)	軽傷者 1 名	全壊なし 半壊なし	自転車運行中転倒。																																																																																																																										
災害の種類	特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象																																																																																																																									
洪水害	外水氾濫 河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線																																																																																																																									
洪水害	内水氾濫 河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線																																																																																																																									
土砂災害	斜面崩壊 斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨																																																																																																																									
土砂災害	地すべり 斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線																																																																																																																									
土砂災害	土石流 水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨																																																																																																																									
風害	強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻																																																																																																																									

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																				
P 2 2 第 2 部 災害予防計画 第 1 章 市民の防災力の向上 第 2 節 自主防災会の育成	<p>第 2 節 自主防災会の育成</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 120 の自治会で自主防災会が結成されている。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 自主防災会結成の促進</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>2 自主防災会の育成</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。</td> </tr> <tr> <td>3 自主防災会の防災活動</td> <td>自主防災会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。</td> </tr> <tr> <td>4 防災リーダーの育成と活用</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。</td> </tr> <tr> <td>5 地域防災への貢献</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。</td> </tr> </table>	現状	平成 29 年 4 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 120 の自治会で自主防災会が結成されている。	課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。	基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。	1 自主防災会結成の促進	総務部	市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。		2 自主防災会の育成	総務部、消防本部	市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。		3 自主防災会の防災活動	自主防災会	自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。		4 防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部	市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。		5 地域防災への貢献	市民	市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。		<p>第 2 節 自主防災会の育成</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>平成 30 年 8 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 122 の自治会で自主防災会が結成されている。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 自主防災会結成の促進</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>2 自主防災会の育成</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。</td> </tr> <tr> <td>3 自主防災会の防災活動</td> <td>自主防災会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。</td> </tr> <tr> <td>4 防災リーダーの育成と活用</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。</td> </tr> <tr> <td>5 地域防災への貢献</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。</td> </tr> </table>	現状	平成 30 年 8 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 122 の自治会で自主防災会が結成されている。	課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。	基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。	1 自主防災会結成の促進	総務部	市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。		2 自主防災会の育成	総務部、消防本部	市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。		3 自主防災会の防災活動	自主防災会	自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。		4 防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部	市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。		5 地域防災への貢献	市民	市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。		<p>年度更新</p> <p>表現の変更</p>
現状	平成 29 年 4 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 120 の自治会で自主防災会が結成されている。																																																						
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。																																																						
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。																																																						
1 自主防災会結成の促進	総務部																																																						
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。																																																							
2 自主防災会の育成	総務部、消防本部																																																						
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。																																																							
3 自主防災会の防災活動	自主防災会																																																						
自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。																																																							
4 防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部																																																						
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。																																																							
5 地域防災への貢献	市民																																																						
市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。																																																							
現状	平成 30 年 8 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 122 の自治会で自主防災会が結成されている。																																																						
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。																																																						
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。																																																						
1 自主防災会結成の促進	総務部																																																						
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。																																																							
2 自主防災会の育成	総務部、消防本部																																																						
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。																																																							
3 自主防災会の防災活動	自主防災会																																																						
自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。																																																							
4 防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部																																																						
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。																																																							
5 地域防災への貢献	市民																																																						
市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。																																																							

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																				
P 2 3 第 2 部 災害予防計画 第 1 章 市民の防災力の向上 第 3 節 防災訓練の実施	<p>第 3 節 防災訓練の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 総合防災訓練</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時に迅速・的確に活動できる体制を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。</td> </tr> <tr> <td>2 その他の個別訓練</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>3 防災関係機関や企業等の訓練</td> <td>防災関係機関、企業等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 自主防災会の訓練</td> <td>自主防災会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。</td> </tr> <tr> <td>5 訓練への参加</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。</td> </tr> </table>	現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。	課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。	基本方針	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。	1 総合防災訓練	総務部、消防本部	市は、災害時に迅速・的確に活動できる体制を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。		2 その他の個別訓練	各部	市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。		3 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等	防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。		4 自主防災会の訓練	自主防災会	自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。		5 訓練への参加	市民	市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。		<p>第 3 節 防災訓練の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 総合防災訓練</td> <td>総務部、消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時に迅速・的確に活動できる態勢を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。</td> </tr> <tr> <td>2 その他の個別訓練</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>3 防災関係機関や企業等の訓練</td> <td>防災関係機関、企業等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 自主防災会の訓練</td> <td>自主防災会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。</td> </tr> <tr> <td>5 訓練への参加</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。</td> </tr> </table>	現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。	課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。	基本方針	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。	1 総合防災訓練	総務部、消防本部	市は、災害時に迅速・的確に活動できる 態勢 を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。		2 その他の個別訓練	各部	市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。		3 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等	防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。		4 自主防災会の訓練	自主防災会	自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。		5 訓練への参加	市民	市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。		<p>語彙の適切化</p>
現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。																																																						
課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。																																																						
基本方針	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。																																																						
1 総合防災訓練	総務部、消防本部																																																						
市は、災害時に迅速・的確に活動できる体制を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。																																																							
2 その他の個別訓練	各部																																																						
市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。																																																							
3 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等																																																						
防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。																																																							
4 自主防災会の訓練	自主防災会																																																						
自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。																																																							
5 訓練への参加	市民																																																						
市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。																																																							
現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。																																																						
課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。																																																						
基本方針	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。																																																						
1 総合防災訓練	総務部、消防本部																																																						
市は、災害時に迅速・的確に活動できる 態勢 を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。																																																							
2 その他の個別訓練	各部																																																						
市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。																																																							
3 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等																																																						
防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。																																																							
4 自主防災会の訓練	自主防災会																																																						
自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。																																																							
5 訓練への参加	市民																																																						
市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。																																																							

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																				
P 2 7 第 2 部 災害予防計画 第 2 章 行政の防災体制の整備 第 1 節 防災体制の整備	<p style="text-align: center;">第 2 章 行政の防災体制の整備</p> <p>第 1 節 防災体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="296 336 1439 672"> <tr> <td>現状</td> <td>新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="296 714 1439 1690"> <tr> <td>1 災害応急体制の整備</td> <td>市長公室、総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。</td> </tr> <tr> <td>2 災害時の職員連絡体制の整備</td> <td>市長公室、総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。</td> </tr> <tr> <td>4 防災関係機関との連携</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>5 市業務継続計画（BCP）の作成</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。</td> </tr> </table>	現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。	課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。	基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。	1 災害応急体制の整備	市長公室、総務部	市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。		2 災害時の職員連絡体制の整備	市長公室、総務部	市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。		3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄	総務部	市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。		4 防災関係機関との連携	総務部	市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。		5 市業務継続計画（BCP）の作成	総務部	市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。		<p style="text-align: center;">第 2 章 行政の防災体制の整備</p> <p>第 1 節 防災体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1498 336 2641 672"> <tr> <td>現状</td> <td>新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1498 714 2641 1690"> <tr> <td>1 災害応急体制の整備</td> <td>市長公室、総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。</td> </tr> <tr> <td>2 災害時の職員連絡体制の整備</td> <td>市長公室、総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄</td> <td>市長公室、総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。</td> </tr> <tr> <td>4 防災関係機関との連携</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>5 市業務継続計画（BCP）の作成</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。</td> </tr> </table>	現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。	課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。	基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。	1 災害応急体制の整備	市長公室、総務部	市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。		2 災害時の職員連絡体制の整備	市長公室、総務部	市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。		3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄	市長公室、総務部	市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。		4 防災関係機関との連携	総務部	市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。		5 市業務継続計画（BCP）の作成	総務部	市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。		<p style="text-align: center;">追記</p>
現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。																																																						
課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。																																																						
基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。																																																						
1 災害応急体制の整備	市長公室、総務部																																																						
市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。																																																							
2 災害時の職員連絡体制の整備	市長公室、総務部																																																						
市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。																																																							
3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄	総務部																																																						
市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。																																																							
4 防災関係機関との連携	総務部																																																						
市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。																																																							
5 市業務継続計画（BCP）の作成	総務部																																																						
市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。																																																							
現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。																																																						
課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。																																																						
基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。																																																						
1 災害応急体制の整備	市長公室、総務部																																																						
市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。																																																							
2 災害時の職員連絡体制の整備	市長公室、総務部																																																						
市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。																																																							
3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄	市長公室、総務部																																																						
市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。																																																							
4 防災関係機関との連携	総務部																																																						
市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。																																																							
5 市業務継続計画（BCP）の作成	総務部																																																						
市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。																																																							

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																												
P 3 2 第 2 部 災害予防計画 第 2 章 行政の防災体制の整備 第 6 節 医療・救護体制の整備	<p>第 6 節 医療・救護体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集 6-2-1 医療機関一覧 → 資料集 6-2-2 県内の災害拠点病院一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 災害医療情報の収集伝達体制の整備</td> <td>福祉健康部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急医療協力体制の整備</td> <td>福祉健康部、消防本部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。</td> </tr> <tr> <td>3 医療拠点の整備</td> <td>福祉健康部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>4 医薬品等の確保</td> <td>福祉健康部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄により確保する。</td> </tr> </table>	現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。	課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。	基本方針	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。	1 災害医療情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院	市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。		2 災害応急医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院	市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。		3 医療拠点の整備	福祉健康部	市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。		4 医薬品等の確保	福祉健康部、市立病院	市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄により確保する。		<p>第 6 節 医療・救護体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集 6-2-1 医療機関一覧 → 資料集 6-2-2 県内の災害拠点病院一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 災害医療情報の収集伝達体制の整備</td> <td>福祉健康部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急医療協力体制の整備</td> <td>福祉健康部、消防本部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。</td> </tr> <tr> <td>3 医療拠点の整備</td> <td>福祉健康部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>4 医薬品等の確保</td> <td>福祉健康部、市立病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄等により確保する。</td> </tr> </table>	現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。	課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。	基本方針	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。	1 災害医療情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院	市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。		2 災害応急医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院	市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。		3 医療拠点の整備	福祉健康部	市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。		4 医薬品等の確保	福祉健康部、市立病院	市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄等により確保する。		<p>追記</p>
現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。																																														
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。																																														
基本方針	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。																																														
1 災害医療情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院																																														
市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。																																															
2 災害応急医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院																																														
市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。																																															
3 医療拠点の整備	福祉健康部																																														
市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。																																															
4 医薬品等の確保	福祉健康部、市立病院																																														
市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄により確保する。																																															
現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。																																														
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 2 千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。																																														
基本方針	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。																																														
1 災害医療情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院																																														
市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。																																															
2 災害応急医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院																																														
市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。																																															
3 医療拠点の整備	福祉健康部																																														
市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。																																															
4 医薬品等の確保	福祉健康部、市立病院																																														
市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄等により確保する。																																															

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																												
P 3 8 第 2 部 災害予防計画 第 3 章 事象別の災害 予防 第 2 節 土砂災害予防 対策	<p>第 2 節 土砂災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>県により、市内には土砂災害警戒区域が 365 箇所指定されており、そのうち 213 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 → 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象 → 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 → 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 土砂災害対策事業の推進</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害リスクの周知等</td> <td>総務部、建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。</td> </tr> <tr> <td>3 土砂災害の警戒避難体制の整備</td> <td>総務部、建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。</td> </tr> <tr> <td>4 宅地防災の推進</td> <td>都市整備部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。</td> </tr> </table>	現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 365 箇所指定されており、そのうち 213 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。	課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。	基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。	1 土砂災害対策事業の推進	建設部	市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。		2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部	市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。		3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部	市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。		4 宅地防災の推進	都市整備部	市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。		<p>第 2 節 土砂災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了）</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 → 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象 → 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 → 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 土砂災害対策事業の推進</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害リスクの周知等</td> <td>総務部、建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。</td> </tr> <tr> <td>3 土砂災害の警戒避難体制の整備</td> <td>総務部、建設部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。</td> </tr> <tr> <td>4 宅地防災の推進</td> <td>都市整備部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。</td> </tr> </table>	現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了）	課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。	基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。	1 土砂災害対策事業の推進	建設部	市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。		2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部	市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。		3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部	市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。		4 宅地防災の推進	都市整備部	市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。		<p>調査結果の更新 生駒市域指定完了</p>
現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 365 箇所指定されており、そのうち 213 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。																																														
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。																																														
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。																																														
1 土砂災害対策事業の推進	建設部																																														
市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。																																															
2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部																																														
市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。																																															
3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部																																														
市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。																																															
4 宅地防災の推進	都市整備部																																														
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。																																															
現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了）																																														
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。																																														
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。																																														
1 土砂災害対策事業の推進	建設部																																														
市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。																																															
2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部																																														
市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。																																															
3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部																																														
市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。																																															
4 宅地防災の推進	都市整備部																																														
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。																																															

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																
P 4 4 第 2 部 災害予防計画 第 3 章 事象別の災害 予防 第 7 節 危険物施設等 の災害予防対 策	<p>第 7 節 危険物施設等の災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>市内には危険物施設が 119 施設（平成 30 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 危険物施設等の災害予防</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。</td> </tr> <tr> <td>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</td> <td>危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。</td> </tr> </table>	現状	市内には危険物施設が 119 施設（平成 30 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。	課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。	基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。	1 危険物施設等の災害予防	消防本部	市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。		また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。		2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。		<p>第 7 節 危険物施設等の災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>市内には危険物施設が 112 施設（平成 31 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。</td> </tr> </table> <p>→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>1 危険物施設等の災害予防</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。</td> </tr> <tr> <td>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</td> <td>危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。</td> </tr> </table>	現状	市内には危険物施設が 112 施設（平成 31 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。	課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。	基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。	1 危険物施設等の災害予防	消防本部	市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。		また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。		2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。		<p>年度更新</p>
現状	市内には危険物施設が 119 施設（平成 30 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。																																		
課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。																																		
基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。																																		
1 危険物施設等の災害予防	消防本部																																		
市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。																																			
また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。																																			
2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者																																		
危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。																																			
現状	市内には危険物施設が 112 施設（平成 31 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。																																		
課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。																																		
基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。																																		
1 危険物施設等の災害予防	消防本部																																		
市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。																																			
また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。																																			
2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者																																		
危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。																																			

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由
P 4 9 第 3 部 災害応急対策 計画	<p>■警戒本部編成表</p> <p>※○の所属長は班長を担う。所属長が参集できないときは班内で上席のものが班長となる。</p> <p>※太文字斜体の所属は災害対策本部体制に移行したときは班体制が異なりますのでご注意ください。</p>	<p>「警戒本部 0 号配備（仮称）」編成表（案）</p> <p>※ 1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。</p> <p>※ 2：総務部には会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局の職員を含む。</p> <p>「警戒本部 1 号配備（仮称）」（案）</p> <p>※ 1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。</p> <p>※ 2：総務部には会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局の職員を含む。</p> <p>※ 3：指定緊急避難場所・指定避難所以外への避難者がある場合</p>	<p>「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の早期化に対応するため「警戒本部 0 号配備」「同 1 号配備」を新設</p> <p>動員表とあわせた際の理解しにくさ誤解を改善するため記述要領を改善（P14 動員表を参照）</p>

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由
<p>P 4 9 - 2</p> <p>第 3 部</p> <p>災害応急対策</p> <p>計画</p>		<p style="text-align: center;">「警戒本部 2 号配備（仮称）」編成表（案）</p> <p style="text-align: center;">警戒本部 長 副市長</p> <p style="text-align: center;">本部事務局 長 危機管理監</p> <p style="text-align: center;">教育長 水道事業管理者 各部長・次長</p> <p>総括班 長：防災安全課長 防災安全課 2 人</p> <p>広報班 長：広報広聴課長 広報広聴課 2 人</p> <p>情報班 長：財政経営課長 市長公室 （議会事務局） 1 人 総務部※ 1 （防災安全課を除く） 2 人</p> <p>総務班 長：総務課長 総務部※ 1 （防災安全課を除く） 2 人 市民部 2 人 高齢施策課 2 人</p> <p>動員班 長：人事課長 1 人</p> <p>※ 1：総務部には会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局の職員を含む。</p> <p>※ 2：指定緊急避難場所・指定避難所以外への避難者がある場合</p> <p>避難所班 長：教育総務課長 教育振興部 1 人 生涯学習部 2 人 （市民部 3 人）※ 2</p> <p>各避難所担当職員</p> <p>土木班 長：土木課長 建設部管理職 1 コ班 一般職 2 コ班 建築課 2 人 みどり公園課 2 人 農林課 2 人 下水道課 1 人</p> <p>浄化センター 1 人</p> <p>水道班 長：水道部総務課長 工務課 1 人</p> <p>浄水場 1 人</p> <p>消防本部 （当務ほか必要人員）</p> <p>消防団</p>	

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由
<p>P 4 9 - 3</p> <p>第 3 部</p> <p>災害応急対策</p> <p>計画</p>	<p>■災害対策本部編成表</p> <p>49-2</p>	<p>■災害対策本部編成表</p> <p>49-3</p>	<p>警戒本部体制の総務班を災害対策本部においても継続し、部外対応等を行うため新設</p> <p>指定避難所・指定緊急避難場所以外の施設に避難した場合の対応のため新設</p>

頁行目等	修正前							修正後(案)							修正理由																																																																																																																																																																																																																																					
P50 第3部 災害応急対策 計画	<p>■動員表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>1号警戒配備</th> <th>2号警戒配備</th> <th>警戒本部</th> <th>1号動員</th> <th>2号動員</th> <th>3号動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>小規模災害に対応する</td> <td>複数の小規模災害に対応する</td> <td>避難に備える</td> <td>中規模災害に対応する</td> <td>複数の中規模災害に対応する</td> <td>大規模災害に対応する</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">体制</td> <td>風水害</td> <td rowspan="4">警戒体制</td> <td>災害警戒本部体制</td> <td colspan="3" rowspan="4">災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>災害警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td>原子力災害警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td>事故等</td> <td>事故災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配備基準</td> <td> <input type="checkbox"/>市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/>河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/>その他危機管理監が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>河川水位が避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/>台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき <input type="checkbox"/>その他危機管理監が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>避難準備情報を発表するとき <input type="checkbox"/>北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に震度5弱の揺れがあったとき <input type="checkbox"/>原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき <input type="checkbox"/>その他副市長が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/>市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/>その他市長が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/>その他市長が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/>市に震度6弱以上の揺れがあったとき <input type="checkbox"/>その他市長が配備の必要を認めたとき </td> </tr> <tr> <td colspan="3">警戒体制・本部体制</td> <td>危機管理監</td> <td>危機管理監</td> <td>副市長</td> <td>市長、副市長</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>市長公室 1人</td> <td>広報広聴課 1人+2人</td> <td>公室長、次長+広報広聴課 2人+4人</td> <td colspan="3" rowspan="10">1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部</td> <td>防災安全課長+防災安全課 2人+3人</td> <td>部長、危機管理監、防災安全課長+防災安全課 2人+総務課(情報)1人+4人</td> </tr> <tr> <td>救援衛生部</td> <td>地域活力創生部 1人</td> <td>農林課2人</td> <td>部長、次長、農林課2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民部</td> <td>1人</td> <td>部長、次長+2人</td> </tr> <tr> <td>医療福祉部</td> <td>福祉健康部 1人</td> <td>2人</td> <td>部長、次長+高齢施策課2人</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>建設部</td> <td>土木課長+管理職1班 一般職1班</td> <td>部長、次長、土木課長、管理職1班、一般職2班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市整備部</td> <td>1人</td> <td>部長、次長、建築課2人、みどり公園課2人</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>上下水道部 2人</td> <td>2人+浄水場1人+浄化センター1人</td> <td>事業管理者、部長、次長、3人+浄水場1人+浄化センター1人</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育振興部 1人</td> <td>教育総務課1人+1人</td> <td>教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人※避難所担当(開設時)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習部 1人</td> <td>生涯学習課1人+1人</td> <td>部長、次長、生涯学習課1人+1人 ※避難所担当(開設時)</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防本部</td> <td>当務ほか必要人員</td> <td>交代制勤務1/3を除く職員</td> </tr> <tr> <td>避難所自動参集職員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集</td> </tr> </tbody> </table>							動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員	目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する	体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制			地震	災害警戒本部体制	原子力災害	原子力災害警戒本部体制	事故等	事故災害対策本部体制	配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 避難準備情報を発表するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき <input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	警戒体制・本部体制			危機管理監	危機管理監	副市長	市長、副市長	本部事務局	市長公室 1人	広報広聴課 1人+2人	公室長、次長+広報広聴課 2人+4人	1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員				総務部	防災安全課長+防災安全課 2人+3人	部長、危機管理監、防災安全課長+防災安全課 2人+総務課(情報)1人+4人	救援衛生部	地域活力創生部 1人	農林課2人	部長、次長、農林課2人		市民部	1人	部長、次長+2人	医療福祉部	福祉健康部 1人	2人	部長、次長+高齢施策課2人	土木部	建設部	土木課長+管理職1班 一般職1班	部長、次長、土木課長、管理職1班、一般職2班		都市整備部	1人	部長、次長、建築課2人、みどり公園課2人	水道部	上下水道部 2人	2人+浄水場1人+浄化センター1人	事業管理者、部長、次長、3人+浄水場1人+浄化センター1人	教育部	教育振興部 1人	教育総務課1人+1人	教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人※避難所担当(開設時)		生涯学習部 1人	生涯学習課1人+1人	部長、次長、生涯学習課1人+1人 ※避難所担当(開設時)	消防部	消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3を除く職員	避難所自動参集職員	-	-	-	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集	<p>動員表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>1号警戒配備</th> <th>2号警戒配備</th> <th>警戒本部(0号配備)</th> <th>警戒本部(1号配備)</th> <th>警戒本部(2号配備)</th> <th>1号動員</th> <th>2号動員</th> <th>3号動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>小規模災害に対応する</td> <td>複数の小規模災害に対応する</td> <td>早期避難に対応する</td> <td>早期避難及び小規模災害に対応する</td> <td>避難及び複数の小規模災害に対応する</td> <td>中規模災害に対応する</td> <td>複数の中規模災害に対応する</td> <td>大規模災害に対応する</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">体制</td> <td>風水害</td> <td rowspan="4">警戒体制</td> <td colspan="3">災害警戒本部体制</td> <td colspan="3" rowspan="4">災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td colspan="3">災害警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td colspan="3">原子力災害警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td>事故等</td> <td colspan="3">事故災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配備基準</td> <td> <input type="checkbox"/>市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/>河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/>その他危機管理監が配備の必要を認めたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>河川水位が避難判断水位を超えたとき </td> <td> <input type="checkbox"/>台風の接近等により避難勧告等の発令が必要となる状況が予想され、日没あるいは風雨が強まる前に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/>原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき </td> <td> <input type="checkbox"/>予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令している状況で、1号警戒配備の配備基準に該当する事象が発生したとき <input type="checkbox"/>1号警戒配備中に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する必要になったとき </td> <td> <input type="checkbox"/>「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/>北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に震度5弱の揺れがあったとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/>市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/>市内で大規模の災害が発生したとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市内で中規模の災害が複数発生したとき </td> <td> <input type="checkbox"/>市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/>市に震度6弱以上の揺れがあったとき </td> </tr> <tr> <td colspan="3">警戒体制・本部体制</td> <td>危機管理監</td> <td>危機管理監</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> <td>市長、副市長</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>市長公室 1人(広報広聴課)</td> <td>広報広聴課、人事課、議事事務局各1人</td> <td>公室長、次長、広報広聴課3人+人事2人(人事・議事事務局)</td> <td>部長、危機管理監、次長、防災安全課長+防災安全課2人+総務課2人+4人</td> <td colspan="3" rowspan="10">1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部</td> <td>防災安全課長+防災安全課2人+3人</td> <td>危機管理監、防災安全課長+防災安全課2人+総務課(情報)1人+4人</td> </tr> <tr> <td>救援衛生部</td> <td>地域活力創生部 1人(農林課)</td> <td>農林課2人※1</td> <td>-</td> <td>農林課1人</td> <td>部長、次長 農林課2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民部</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>部長、次長+2人</td> </tr> <tr> <td>医療福祉部</td> <td>福祉健康部 1人</td> <td>2人</td> <td>部長、次長(1人)+高齢施策課2人</td> <td colspan="3" rowspan="3">交代制勤務1/3を除く職員</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>建設部</td> <td>管理職1=班 一般職1=班</td> <td>管理職1=班 一般職2=班</td> <td>-</td> <td>部長、次長 管理職1=班 一般職2=班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市整備部</td> <td>1人</td> <td>4人</td> <td>-</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>上下水道部 2人</td> <td>2人+浄水場1人+浄化センター1人</td> <td>-</td> <td>2人</td> <td>事業管理者、部長、次長+3人 +浄水場1人+浄化センター1人</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育振興部 1人</td> <td>教育総務課1人+1人</td> <td>部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当</td> <td>教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当</td> <td colspan="3" rowspan="2">全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習部 (市民部)※2 1人</td> <td>生涯学習課1人+1人</td> <td>部長、次長、生涯学習課1人+1人+避難所担当</td> <td colspan="3" rowspan="2">あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防本部</td> <td>当務ほか必要人員</td> <td colspan="3">交代制勤務1/3を除く職員</td> </tr> <tr> <td>避難所自動参集職員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="3">あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部は当初1号〜3号動員で職員を動員するが、災害応急対策の進捗や災害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小することができる。 ※1:自治会等の役員交代時期に当たる5〜6月の間は、市民活動推進課1名を増員(自治会への連絡準備のため) ※2:指定緊急避難場所・指定避難所以外の施設に避難者がある場合</p>							動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部(0号配備)	警戒本部(1号配備)	警戒本部(2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員	目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	早期避難に対応する	早期避難及び小規模災害に対応する	避難及び複数の小規模災害に対応する	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する	体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部体制			災害対策本部体制			地震	災害警戒本部体制			原子力災害	原子力災害警戒本部体制			事故等	事故災害対策本部体制			配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき	<input type="checkbox"/> 台風の接近等により避難勧告等の発令が必要となる状況が予想され、日没あるいは風雨が強まる前に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき	<input type="checkbox"/> 予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令している状況で、1号警戒配備の配備基準に該当する事象が発生したとき <input type="checkbox"/> 1号警戒配備中に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する必要になったとき	<input type="checkbox"/> 「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で大規模の災害が発生したとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき	警戒体制・本部体制			危機管理監	危機管理監	副市長	副市長	副市長	市長、副市長	本部事務局	市長公室 1人(広報広聴課)	広報広聴課、人事課、議事事務局各1人	公室長、次長、広報広聴課3人+人事2人(人事・議事事務局)	部長、危機管理監、次長、防災安全課長+防災安全課2人+総務課2人+4人	1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員				総務部	防災安全課長+防災安全課2人+3人	危機管理監、防災安全課長+防災安全課2人+総務課(情報)1人+4人	救援衛生部	地域活力創生部 1人(農林課)	農林課2人※1	-	農林課1人	部長、次長 農林課2人		市民部	1人	2人	2人	部長、次長+2人	医療福祉部	福祉健康部 1人	2人	部長、次長(1人)+高齢施策課2人	交代制勤務1/3を除く職員			土木部	建設部	管理職1=班 一般職1=班	管理職1=班 一般職2=班	-	部長、次長 管理職1=班 一般職2=班		都市整備部	1人	4人	-	1人	水道部	上下水道部 2人	2人+浄水場1人+浄化センター1人	-	2人	事業管理者、部長、次長+3人 +浄水場1人+浄化センター1人	教育部	教育振興部 1人	教育総務課1人+1人	部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当	教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当	全職員				生涯学習部 (市民部)※2 1人	生涯学習課1人+1人	部長、次長、生涯学習課1人+1人+避難所担当	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集			消防部	消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3を除く職員			避難所自動参集職員	-	-	-	-	-	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集			<p>避難情報の早期化に対応するため警戒本部0号配備、1号配備の新設</p> <p>原子力災害における警戒本部、事故等災害対策本部体制の見直し。</p> <p>動員人員における特に必要な職務の明確化</p> <p>消防本部の体制強化時期を変更。</p> <p>災害対策本部の縮小体制に関する事項の追加</p> <p>欄外注釈の追加</p>
動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員																																																																																																																																																																																																																																														
目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する																																																																																																																																																																																																																																														
体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制																																																																																																																																																																																																																																																
	地震		災害警戒本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
	原子力災害		原子力災害警戒本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
	事故等		事故災害対策本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 避難準備情報を発表するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき <input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき																																																																																																																																																																																																																																														
	警戒体制・本部体制			危機管理監	危機管理監	副市長	市長、副市長																																																																																																																																																																																																																																													
	本部事務局	市長公室 1人	広報広聴課 1人+2人	公室長、次長+広報広聴課 2人+4人	1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員																																																																																																																																																																																																																																															
	総務部	防災安全課長+防災安全課 2人+3人	部長、危機管理監、防災安全課長+防災安全課 2人+総務課(情報)1人+4人																																																																																																																																																																																																																																																	
救援衛生部	地域活力創生部 1人	農林課2人	部長、次長、農林課2人																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民部	1人	部長、次長+2人																																																																																																																																																																																																																																																	
医療福祉部	福祉健康部 1人	2人	部長、次長+高齢施策課2人																																																																																																																																																																																																																																																	
土木部	建設部	土木課長+管理職1班 一般職1班	部長、次長、土木課長、管理職1班、一般職2班																																																																																																																																																																																																																																																	
	都市整備部	1人	部長、次長、建築課2人、みどり公園課2人																																																																																																																																																																																																																																																	
水道部	上下水道部 2人	2人+浄水場1人+浄化センター1人	事業管理者、部長、次長、3人+浄水場1人+浄化センター1人																																																																																																																																																																																																																																																	
教育部	教育振興部 1人	教育総務課1人+1人	教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人※避難所担当(開設時)																																																																																																																																																																																																																																																	
	生涯学習部 1人	生涯学習課1人+1人	部長、次長、生涯学習課1人+1人 ※避難所担当(開設時)																																																																																																																																																																																																																																																	
消防部	消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3を除く職員																																																																																																																																																																																																																																																	
避難所自動参集職員	-	-	-	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集																																																																																																																																																																																																																																																
動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部(0号配備)	警戒本部(1号配備)	警戒本部(2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員																																																																																																																																																																																																																																												
目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	早期避難に対応する	早期避難及び小規模災害に対応する	避難及び複数の小規模災害に対応する	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する																																																																																																																																																																																																																																												
体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部体制			災害対策本部体制																																																																																																																																																																																																																																														
	地震		災害警戒本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
	原子力災害		原子力災害警戒本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
	事故等		事故災害対策本部体制																																																																																																																																																																																																																																																	
配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき	<input type="checkbox"/> 台風の接近等により避難勧告等の発令が必要となる状況が予想され、日没あるいは風雨が強まる前に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき	<input type="checkbox"/> 予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令している状況で、1号警戒配備の配備基準に該当する事象が発生したとき <input type="checkbox"/> 1号警戒配備中に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する必要になったとき	<input type="checkbox"/> 「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で大規模の災害が発生したとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき																																																																																																																																																																																																																																												
	警戒体制・本部体制			危機管理監	危機管理監	副市長	副市長	副市長	市長、副市長																																																																																																																																																																																																																																											
	本部事務局	市長公室 1人(広報広聴課)	広報広聴課、人事課、議事事務局各1人	公室長、次長、広報広聴課3人+人事2人(人事・議事事務局)	部長、危機管理監、次長、防災安全課長+防災安全課2人+総務課2人+4人	1/4程度の職員 1/2程度の職員 全職員																																																																																																																																																																																																																																														
	総務部	防災安全課長+防災安全課2人+3人	危機管理監、防災安全課長+防災安全課2人+総務課(情報)1人+4人																																																																																																																																																																																																																																																	
救援衛生部	地域活力創生部 1人(農林課)	農林課2人※1	-	農林課1人	部長、次長 農林課2人																																																																																																																																																																																																																																															
	市民部	1人	2人	2人	部長、次長+2人																																																																																																																																																																																																																																															
医療福祉部	福祉健康部 1人	2人	部長、次長(1人)+高齢施策課2人	交代制勤務1/3を除く職員																																																																																																																																																																																																																																																
土木部	建設部	管理職1=班 一般職1=班	管理職1=班 一般職2=班						-	部長、次長 管理職1=班 一般職2=班																																																																																																																																																																																																																																										
	都市整備部	1人	4人						-	1人																																																																																																																																																																																																																																										
水道部	上下水道部 2人	2人+浄水場1人+浄化センター1人	-	2人	事業管理者、部長、次長+3人 +浄水場1人+浄化センター1人																																																																																																																																																																																																																																															
教育部	教育振興部 1人	教育総務課1人+1人	部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当	教育長、部長、次長、教育総務課1人+1人+避難所担当	全職員																																																																																																																																																																																																																																															
	生涯学習部 (市民部)※2 1人	生涯学習課1人+1人	部長、次長、生涯学習課1人+1人+避難所担当	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集																																																																																																																																																																																																																																																
消防部	消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3を除く職員																																																																																																																																																																																																																																																	
避難所自動参集職員	-	-	-	-	-	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集																																																																																																																																																																																																																																														

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由
P 5 1 第 3 部 災害応急対策 計画 第 1 章 災害対応の体制	<p style="text-align: center;">第 1 章 災害対応の体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1節 風水害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象・水位等の情報収集 2 職員の配備・動員 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2節 地震災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 緊急初動体制 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 5 避難所の開設・運営・閉鎖 6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖 7 救護所の開設・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第3節 原子力災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4節 その他の災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 </div>	<p style="text-align: center;">第 1 章 災害対応の体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1節 風水害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象・水位等の情報収集 2 職員の配備・動員 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2節 地震災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 緊急初動体制 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖 6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖 7 救護所の開設・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第3節 原子力災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4節 その他の災害配備体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備・動員 2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 </div>	<p style="color: red;">「5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖」の新設</p> <p style="color: red;">「避難所」と「緊急避難場所」の記述の適切化・再整理</p>

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																																																																																						
P52 第3部 災害応急対策 計画 第1章 災害対応の体制 第1節 風水害配備体制	<p>第1節 風水害配備体制</p> <p>職員は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要がある時は迅速に対応できるよう準備しておくことが必要である。</p> <p>また、緊急時の連絡体制や動員体制についても平常時から確認しておく。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="311 436 1439 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災前</th> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象・水位等の情報収集</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 職員の配備・動員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第1章第1節 風水害配備体制 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-5 生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項 資料集 3-2-1 気象予警報等の発表基準 資料集 3-2-2 雨量観測所一覧 資料集 3-2-3 水位観測所一覧 資料集 3-2-4 水防警報の種類及び基準 資料集 3-2-5 警報発令時の信号 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 4-2-2 気象予警報等の伝達系統 資料集 4-2-3 水防警報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="296 907 1439 1218"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 気象・水位等の情報収集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、土木部、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="296 1255 1439 1528"> <thead> <tr> <th colspan="2">2 職員の配備・動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		業務実施時期の目安							発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 気象・水位等の情報収集								2 職員の配備・動員								3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖								4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖								1 気象・水位等の情報収集		担当部	本部事務局、土木部、消防部	実施内容	台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。	主な連携先	県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）	2 職員の配備・動員		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。	主な連携先	—	<p>第1節 風水害配備体制</p> <p>職員は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要がある時は迅速に対応できるよう準備しておくことが必要である。</p> <p>また、緊急時の連絡体制や動員体制についても平常時から確認しておく。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="1513 436 2641 903"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災前</th> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象・水位等の情報収集</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 職員の配備・動員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第1章第1節 風水害配備体制 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-5 生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項 資料集 3-2-1 気象予警報等の発表基準 資料集 3-2-2 雨量観測所一覧 資料集 3-2-3 水位観測所一覧 資料集 3-2-4 水防警報の種類及び基準 資料集 3-2-5 警報発令時の信号 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 4-2-2 気象予警報等の伝達系統 資料集 4-2-3 水防警報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="1498 940 2641 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 気象・水位等の情報収集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>防災安全課、建設部、消防本部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1498 1287 2641 1560"> <thead> <tr> <th colspan="2">2 職員の配備・動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		業務実施時期の目安							発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 気象・水位等の情報収集								2 職員の配備・動員								3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖								4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖								5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖								1 気象・水位等の情報収集		担当部	防災安全課、建設部、消防本部	実施内容	台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。	主な連携先	県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）	2 職員の配備・動員		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。	主な連携先	—	<p>「5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖」新設</p> <p>警戒本部・対策本部の開設前の段階であるため、平素の名称に修正</p>
	業務実施時期の目安																																																																																																																																								
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																																		
1 気象・水位等の情報収集																																																																																																																																									
2 職員の配備・動員																																																																																																																																									
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																									
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																									
1 気象・水位等の情報収集																																																																																																																																									
担当部	本部事務局、土木部、消防部																																																																																																																																								
実施内容	台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。																																																																																																																																								
主な連携先	県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）																																																																																																																																								
2 職員の配備・動員																																																																																																																																									
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																								
実施内容	動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。																																																																																																																																								
主な連携先	—																																																																																																																																								
	業務実施時期の目安																																																																																																																																								
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																																		
1 気象・水位等の情報収集																																																																																																																																									
2 職員の配備・動員																																																																																																																																									
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																									
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																									
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																																																																																									
1 気象・水位等の情報収集																																																																																																																																									
担当部	防災安全課、建設部、消防本部																																																																																																																																								
実施内容	台風接近時や集中豪雨等が予想される時などは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。																																																																																																																																								
主な連携先	県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）																																																																																																																																								
2 職員の配備・動員																																																																																																																																									
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																								
実施内容	動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。																																																																																																																																								
主な連携先	—																																																																																																																																								

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																								
P 5 3 第 3 部 災害応急対策 計画 第 1 章 災害対応の体 制 第 1 節 風水害配備体 制	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> 気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。 </td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（水防活動）、奈良県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> 市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。 </td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）</td> </tr> </table>	3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>統括班、他各班</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> 気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。 </td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（水防活動）、奈良県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> 市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。 </td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> 避難勧告等を発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、気象情報や水位情報、被害の発生状況等に応じて、指定緊急避難場所のうち必要な施設を選定・開放し避難者を受け入れる。 緊急避難場所には事前に職員を派遣し、施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 職員が不在のときは施設管理者が緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 避難勧告等の解除の後、避難者の退去完了により緊急避難場所を閉鎖する。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。 </td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>奈良県</td> </tr> </table> <p>避難所を開設する場合については、第 4 章第 1 節第 1 項を参照</p>	3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖		担当部	統括班、他各班	実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたときは 警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。 市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、 災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、 災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖		担当部	警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会	実施内容	避難勧告等を発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、気象情報や水位情報、被害の発生状況等に応じて、指定緊急避難場所のうち必要な施設を選定・開放し避難者を受け入れる。 緊急避難場所には事前に職員を派遣し、施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 職員が不在のときは施設管理者が緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 避難勧告等の解除の後、避難者の退去完了により緊急避難場所を閉鎖する。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。	主な連携先	奈良県	<p>警戒本部における名称に修正</p> <p>警戒が不要になった後も、状況により一部の職員の対応が必要であるため</p> <p>応急対策等の進捗により多数の職員の動員を続ける必要はなくなるため</p> <p>風水害時における緊急避難場所の開放について規定されていなかったため新設</p>
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																											
担当部	本部事務局ほか各部																																										
実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。																																										
主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県																																										
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																											
担当部	本部事務局ほか各部																																										
実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。																																										
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）																																										
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																											
担当部	統括班、他各班																																										
実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたときは 警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。 市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。																																										
主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県																																										
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																											
担当部	本部事務局ほか各部																																										
実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、 災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、 災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。																																										
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）																																										
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																											
担当部	警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会																																										
実施内容	避難勧告等を発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、気象情報や水位情報、被害の発生状況等に応じて、指定緊急避難場所のうち必要な施設を選定・開放し避難者を受け入れる。 緊急避難場所には事前に職員を派遣し、施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 職員が不在のときは施設管理者が緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 避難勧告等の解除の後、避難者の退去完了により緊急避難場所を閉鎖する。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。																																										
主な連携先	奈良県																																										

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																																																																																																																												
P 5 4 第 3 部 災害応急対策 計画 第 1 章 災害対応の体 制 第 2 節 地震災害配備 体制	<p>第 2 節 地震災害配備体制</p> <p>地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="311 436 1439 861"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3 時間</th> <th>3 時間～ 24 時間</th> <th>24 時間 ～3 日</th> <th>3 日～ 7 日</th> <th>7 日～ 1 か月</th> <th>1 か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 職員の配備・動員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 緊急初動体制</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 避難所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル</p> <table border="1" data-bbox="296 898 1439 1096"> <tr><td colspan="2">1 職員の配備・動員</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>—</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="296 1138 1439 1444"> <tr><td colspan="2">2 緊急初動体制</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="296 1486 1439 1835"> <tr><td colspan="2">3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒本部を閉鎖する。</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、奈良県</td></tr> </table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 避難所の開設・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖							1 職員の配備・動員		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。	主な連携先	—	2 緊急初動体制		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。	主な連携先	奈良県	3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県	<p>第 2 節 地震災害配備体制</p> <p>地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="1513 436 2641 861"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3 時間</th> <th>3 時間～ 24 時間</th> <th>24 時間 ～3 日</th> <th>3 日～ 7 日</th> <th>7 日～ 1 か月</th> <th>1 か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 職員の配備・動員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 緊急初動体制</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル</p> <table border="1" data-bbox="1498 898 2641 1096"> <tr><td colspan="2">1 職員の配備・動員</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。とも</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>—</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1498 1138 2641 1444"> <tr><td colspan="2">2 緊急初動体制</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1498 1486 2641 1835"> <tr><td colspan="2">3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td></tr> <tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険なくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。</td></tr> <tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、奈良県</td></tr> </table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 緊急避難場所の開放 ・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖							1 職員の配備・動員		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。とも	主な連携先	—	2 緊急初動体制		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。	主な連携先	奈良県	3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、 危険 なくなったと副市長が認めたときは 警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。 市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県	<p>警戒が不要になった後も、状況により一部の職員の対応が必要であるため</p>
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																																														
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																																																									
1 職員の配備・動員																																																																																																																																																																															
2 緊急初動体制																																																																																																																																																																															
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
5 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
1 職員の配備・動員																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。																																																																																																																																																																														
主な連携先	—																																																																																																																																																																														
2 緊急初動体制																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。																																																																																																																																																																														
主な連携先	奈良県																																																																																																																																																																														
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒本部を閉鎖する。																																																																																																																																																																														
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県																																																																																																																																																																														
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																																														
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																																																									
1 職員の配備・動員																																																																																																																																																																															
2 緊急初動体制																																																																																																																																																																															
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
5 緊急避難場所の開放 ・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
1 職員の配備・動員																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。とも																																																																																																																																																																														
主な連携先	—																																																																																																																																																																														
2 緊急初動体制																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。																																																																																																																																																																														
主な連携先	奈良県																																																																																																																																																																														
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																																																															
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																																																														
実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、 危険 なくなったと副市長が認めたときは 警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。 市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。																																																																																																																																																																														
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県																																																																																																																																																																														

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																
P 5 5 第 3 部 災害応急対策 計画 第 1 章 災害対応の体 制 第 2 節 地震災害配備 体制	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">5 避難所の開設・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての避難所を開設し、避難者を受入れる。職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>奈良県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>教育部、避難所自動参集職員、自主防災会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">7 救護所の開設・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>医療福祉部、生駒市医師会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）</td> </tr> </table>	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）	5 避難所の開設・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての避難所を開設し、避難者を受入れる。職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。	主な連携先	奈良県	6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。	主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県	7 救護所の開設・運営・閉鎖		担当部	医療福祉部、生駒市医師会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。	主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局ほか各部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>奈良県</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">避難所を開設する場合には、第 4 章第 1 節第 1 項を参照</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>教育部、避難所自動参集職員、自主防災会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">7 救護所の開設・運営・閉鎖</td> </tr> <tr> <td>担当部</td> <td>医療福祉部、生駒市医師会</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）</td> </tr> </table>	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、 災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し 、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての 緊急避難場所を開放 し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が 、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち 緊急避難場所を開放 し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。	主な連携先	奈良県	6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。	主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県	7 救護所の開設・運営・閉鎖		担当部	医療福祉部、生駒市医師会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。	主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）	<p>応急対策等の進捗により多数の職員の動員を続ける必要はなくなるため</p> <p>避難所と緊急避難場所の用語の適切化、再整理 （災害対策基本法との整合） （P28 第 1 節 第 1 項 避難所の開設・運営・閉鎖参照）</p> <p>指定緊急避難場所以外の施設に避難した場合の対応を追記</p>
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																			
担当部	本部事務局ほか各部																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。																																																																		
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）																																																																		
5 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての避難所を開設し、避難者を受入れる。職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。																																																																		
主な連携先	奈良県																																																																		
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。																																																																		
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県																																																																		
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	医療福祉部、生駒市医師会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。																																																																		
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）																																																																		
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																			
担当部	本部事務局ほか各部																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。また、 災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し 、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。																																																																		
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）																																																																		
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての 緊急避難場所を開放 し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が 、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち 緊急避難場所を開放 し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。																																																																		
主な連携先	奈良県																																																																		
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。																																																																		
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県																																																																		
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	医療福祉部、生駒市医師会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。																																																																		
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）																																																																		

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																																																																																														
P 6 6 第 3 部 災害応急対策 計画 第 3 章 生命を守るための対策 第 1 節 避難行動	<p>第 1 節 避難行動</p> <p>市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="311 399 1439 682"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災前</th> <th>発災後～ 3 時間</th> <th>3 時間～ 24 時間</th> <th>24 時間～ 3 日</th> <th>3 日～ 7 日</th> <th>7 日～ 1 か月</th> <th>1 か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難勧告等の発令</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難誘導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 警戒区域の設定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 帰宅困難者対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第 3 章第 1 節 避難行動 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等</p> <p>1 避難勧告等の発令</p> <table border="1" data-bbox="311 724 1439 1008"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる</td> </tr> </table> <p>2 避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="311 1071 1439 1249"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）</td> </tr> </table> <p>3 警戒区域の設定</p> <table border="1" data-bbox="311 1302 1439 1543"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）</td> </tr> </table> <p>4 帰宅困難者対策</p> <table border="1" data-bbox="311 1585 1439 1806"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>奈良県、近隣市町村等</td> </tr> </table>		業務実施時期の目安							発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 避難勧告等の発令								2 避難誘導								3 警戒区域の設定								4 帰宅困難者対策								担当部	本部事務局、消防部	実施内容	気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。	主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる	担当部	本部事務局、消防部	実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。	主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）	担当部	本部事務局、消防部	実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。	主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）	担当部	本部事務局	実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。	主な連携先	奈良県、近隣市町村等	<p>第 1 節 避難行動</p> <p>市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="1513 399 2641 682"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災前</th> <th>発災後～ 3 時間</th> <th>3 時間～ 24 時間</th> <th>24 時間～ 3 日</th> <th>3 日～ 7 日</th> <th>7 日～ 1 か月</th> <th>1 か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難勧告等の発令</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難誘導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 警戒区域の設定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 帰宅困難者対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第 3 章第 1 節 避難行動 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等</p> <p>1 避難勧告等の発令</p> <table border="1" data-bbox="1513 724 2641 1081"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部、本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>本部事務局は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、警戒本部長又は災害対策本部長は避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、警戒本部長又は災害対策本部長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに警戒本部長又は災害対策本部長に報告する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる</td> </tr> </table> <p>2 避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="1513 1144 2641 1323"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）</td> </tr> </table> <p>3 警戒区域の設定</p> <table border="1" data-bbox="1513 1365 2641 1606"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）</td> </tr> </table> <p>4 帰宅困難者対策</p> <table border="1" data-bbox="1513 1659 2641 1869"> <tr> <td>担当部</td> <td>本部事務局、教育部（緊急避難場所）</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>奈良県、近隣市町村等</td> </tr> </table>		業務実施時期の目安							発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 避難勧告等の発令								2 避難誘導								3 警戒区域の設定								4 帰宅困難者対策								担当部	本部 、本部事務局、消防部	実施内容	本部事務局は 、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、 警戒本部長又は災害対策本部長は 避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、 警戒本部長又は災害対策本部長が 避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに 警戒本部長又は災害対策本部長 に報告する。	主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる	担当部	本部事務局、消防部	実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。	主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）	担当部	本部事務局、消防部	実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。	主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）	担当部	本部事務局、 教育部（緊急避難場所）	実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。	主な連携先	奈良県、近隣市町村等	<p>警戒本部長の発令権限を明確化</p> <p>関係部の追加</p>
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																
	発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																										
1 避難勧告等の発令																																																																																																																																																	
2 避難誘導																																																																																																																																																	
3 警戒区域の設定																																																																																																																																																	
4 帰宅困難者対策																																																																																																																																																	
担当部	本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる																																																																																																																																																
担当部	本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）																																																																																																																																																
担当部	本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）																																																																																																																																																
担当部	本部事務局																																																																																																																																																
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。																																																																																																																																																
主な連携先	奈良県、近隣市町村等																																																																																																																																																
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																
	発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																										
1 避難勧告等の発令																																																																																																																																																	
2 避難誘導																																																																																																																																																	
3 警戒区域の設定																																																																																																																																																	
4 帰宅困難者対策																																																																																																																																																	
担当部	本部 、本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	本部事務局は 、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、 警戒本部長又は災害対策本部長は 避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、 警戒本部長又は災害対策本部長が 避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに 警戒本部長又は災害対策本部長 に報告する。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言） ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる																																																																																																																																																
担当部	本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）																																																																																																																																																
担当部	本部事務局、消防部																																																																																																																																																
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。																																																																																																																																																
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）																																																																																																																																																
担当部	本部事務局、 教育部（緊急避難場所）																																																																																																																																																
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。																																																																																																																																																
主な連携先	奈良県、近隣市町村等																																																																																																																																																

頁行目等	修正前	修正後（案）	修正理由																																																																														
P 7 2 第 3 部 災害応急対策 計画 第 4 章 生活を守るための対策 第 1 節 避難生活支援	<p>第 1 節 避難生活支援</p> <p>災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。</p> <p>避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。</p> <p>また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="311 552 1439 766"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧</p> <p>関連計画集 避難所運営マニュアル</p> <p>1 避難所の開設・運営・閉鎖</p> <table border="1" data-bbox="296 808 1439 1270"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <td>教育部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難生活が長期化するとき、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖</p> <table border="1" data-bbox="296 1354 1439 1711"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <td>医療福祉部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）</td> </tr> </tbody> </table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 避難所の開設・運営・閉鎖							2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖							担当部	教育部	実施内容	避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難生活が長期化するとき、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。	主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）	担当部	医療福祉部	実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。	主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）	<p>第 1 節 避難生活支援</p> <p>災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。</p> <p>避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。</p> <p>また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1" data-bbox="1513 552 2641 766"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧</p> <p>関連計画集 避難所運営マニュアル</p> <p>1 避難所の開設・運営・閉鎖</p> <table border="1" data-bbox="1498 808 2641 1501"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <td>教育部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。 指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握し、適宜必要な支援を調整する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖</p> <table border="1" data-bbox="1498 1564 2641 1921"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <td>医療福祉部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）</td> </tr> </tbody> </table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 避難所の開設・運営・閉鎖							2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖							担当部	教育部	実施内容	緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。 指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握し、適宜必要な支援を調整する。	主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）	担当部	医療福祉部	実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。	主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）	<p>避難所と緊急避難場所の用語の適切化、再整理 (災害対策基本法との整合) (P19 第2節 第5項 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖参照)</p> <p>指定緊急避難場所、指定避難所以外の施設に避難した場合の対応を追記</p>
	業務実施時期の目安																																																																																
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																											
1 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																	
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																	
担当部	教育部																																																																																
実施内容	避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難生活が長期化するとき、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。																																																																																
主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）																																																																																
担当部	医療福祉部																																																																																
実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。																																																																																
主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）																																																																																
	業務実施時期の目安																																																																																
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																											
1 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																	
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																	
担当部	教育部																																																																																
実施内容	緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。 指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握し、適宜必要な支援を調整する。																																																																																
主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）																																																																																
担当部	医療福祉部																																																																																
実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。																																																																																
主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）																																																																																